3　特定補助金等の交付に関する情報の提供等

ア　国等は、特定補助金等の交付に関する情報を始めとする中小企業技術革新制度に係る情報を、中小企業技術革新制度特設サイト（以下「ＳＢＩＲ特設サイト」という。）より提供し、中小企業・小規模事業者等が、当該情報をワンストップで入手できるようにするとともに、ＳＢＩＲ特設サイトの中小企業・小規模事業者等への広報や利便性の向上に努める。

なお、特定補助金等の中小企業・小規模事業者等への支出実績額が支出目標額を下回っている状況にかんがみ、支出実績額が支出目標額に近づくよう、ＳＢＩＲ特設サイト等を活用した情報提供の在り方等について、引き続き検討を行うものとする。

イ　中小企業技術革新制度への中小企業・小規模事業者等の積極的な参加を促進するため、国等は、可能な限り速やかに、全ての特定補助金等の一覧表、それぞれの特定補助金等の制度概要並びに特定補助金等として定められた補助金等の過去の採択テーマ及び採択企業に係る情報を取りまとめ、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、ＳＢＩＲ特設サイトへの掲載、電子メールを活用した情報発信、パンフレットの配布、セミナーの開催等により、中小企業・小規模事業者等に対し提供する。

その際、地方支分部局、商工会議所、法第十七条第一項の規定に基づき認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定経営革新等支援機関」という。）その他の機関を幅広く活用し、地方公共団体とも協力しつつ、取りまとめた情報が広く中小企業・小規模事業者等に提供されるよう努める。

さらに、平成二十七年度に特定補助金等として指定される予定の事業について、平成二十六年度に取りまとめ、ＳＢＩＲ特設サイトにて公表する。

ウ　国等は、研究開発補助金等の申請等の手続等をインターネットを経由して共通に処理する「府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）」において、対象となる事業に係る公募情報一覧のうち特定補助金等に該当する事業について、当該事業が特定補助金等である旨（「ＳＢＩＲマーク」）を表示するとともに、ＳＢＩＲ特設サイトにおいて、特定補助金等の公募情報等を公表することにより、中小企業技術革新制度への中小企業・小規模事業者等の積極的な参加を促進する。

エ　国等は、中小企業・小規模事業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動を支援するため、特定補助金等ごとの趣旨等を踏まえつつ、中小企業・小規模事業者等に行わせるべき経済的ニーズや社会的ニーズに適合した技術開発の分野に応じた技術開発課題を提示するよう努める。

オ　国等は、特定補助金等に応募しようとする中小企業・小規模事業者等の参考となるよう、過去の応募件数、過去の採択件数等を開示し、また、中小企業・小規模事業者等に技術開発課題を提案させる特定補助金等については、提案例を示す。

さらに、特定補助金等の申請をした中小企業・小規模事業者等に対して、当該申請に係る評価結果の理由を説明するよう努める。

カ　国等は、中小企業・小規模事業者等が中小企業技術革新制度を活用する上で必要となる情報の収集を円滑に行うことができるようにするため、大学等の研究機関に対して研究成果の開示等を行うよう働きかけることや、中小企業・小規模事業者等に対して異分野の中小企業・小規模事業者等その他の事業者等との連携をより促進することで、大学等の研究機関及び異分野の中小企業・小規模事業者等その他の事業者等と中小企業・小規模事業者等との連携の機会を拡大するよう努める。

4　公募等に対する十分な準備期間の確保

中小企業・小規模事業者等が公募に際して十分な準備期間が与えられるよう、国等は、公募情報の事前通知や一定の公募期間を確保することとする。

5　十分な事業実施期間の確保

中小企業・小規模事業者等が十分に研究開発を実施できるよう、国等は、できるだけ早期に公募を開始するなど、事業実施期間の確保に努める。

6　申請手続の簡素化等

中小企業・小規模事業者等の負担軽減のため、国等は、特定補助金等に関して、申請書類の記入例の提示等を行うとともに、申請手続の簡素化・共通化等申請手続の負担の軽減のための見直しを継続して行う。

7　外部評価の積極的活用

国等は、特定補助金等の申請内容の評価において、一層の公正を図るため、外部評価を活用することとする。

8　特定補助金等の執行の弾力化

国等は、研究開発の特性を踏まえ、研究開発の進捗に合わせた特定補助金等の執行の弾力的な運用を可能とするため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費の活用を図る。

また、国等は、特定補助金等の交付について、年複数回公募・採択、概算払（前払）の実施に努める。特に概算払については、中小企業・小規模事業者等のニーズに合わせ、迅速な概算払協議手続を行うなど、積極的な対応を図る。

さらに、国等は、特定補助金等の交付決定等を受けた中小企業・小規模事業者等が支払いを受けるまでの期間において、つなぎ資金を必要とする場合に支援ができるよう、可能な限りその環境整備に努める。

加えて、国等は、創業間もないベンチャー企業や小規模事業者等が行う小規模な研究開発の円滑な実施を支援するため、特定補助金等のテーマの細分化や小規模プロジェクトの採択審査段階での配慮、起業支援ファンドを通じた出資先ベンチャー企業に対する情報提供などの工夫に努める。

9　中小企業・小規模事業者等の自主的努力の支援

国等は、特定補助金等の交付を受け、新技術に関する研究開発を行うことに意欲的な中小企業・小規模事業者等の能力向上に資するよう、中小企業・小規模事業者等の相談に応じ、申請に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努める。このため、特定補助金等の担当部局を明確にするとともに、地方支分部局を活用する等により中小企業・小規模事業者等からの相談に円滑に対応できるよう努める。

三　東日本大震災の被災地域の中小企業・小規模事業者等に対する配慮

1　国等は、被災地域の中小企業・小規模事業者等に配慮し、年複数回公募や概算払（前払）等の執行の弾力化を行うなど、被災地域の中小企業・小規模事業者等が特定補助金等の交付をできる限り受けられるよう努める。

2　国等は、特定補助金等を受けた被災地域の中小企業・小規模事業者等を対象とした事業化支援に努める。

四　中小企業・小規模事業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動の支援措置

国等は、中小企業・小規模事業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動を支援するため、平成二十六年度において、次の措置により、支援機関に対する情報提供、各府省間の連携、研究開発成果の市場への普及等を進めていくこととする。

さらに、各府省は、特定補助金等の成果を利用した事業活動に対する支援を円滑に行うため、各種の事業化支援措置について、相互に連絡を取り合うこと等により、緊密な連携を図る。必要に応じて、調達側の関係者等を加えた中小企業技術革新制度連絡会議を開催し、意見交換を通じた制度の一層の拡充を図る。